

県立社会教育施設の再開館及び新型コロナウイルス感染症拡大予防対策について

県立の社会教育施設については、令和2年6月9日（火曜日）から次のとおり順次再開館していきます。なお、本日から県立図書館及び県立川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを再開館に先立って実施しています。

再開館にあたっては、県教育委員会が作成した、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドラインに基づき、閲覧室の座席削減や入場制限などの内容を記載した施設ごとのマニュアルを作成し、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策に万全を期します。

1 各施設の再開館及びコンテンツ

県立社会教育施設6施設のうち、県立図書館、県立川崎図書館、金沢文庫、近代美術館、歴史博物館の5館については、令和2年6月9日（火曜日）から再開館し、生命の星・地球博物館は、施設内の燻蒸作業のため、7月1日（水曜日）から再開館します。なお、県立図書館及び県立川崎図書館については、本日から予約貸出及び返却のための窓口サービスを再開館に先立って実施しています。

- ・「再開館時に利用できる各施設のサービスや内容」（別添1）

2 新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン

県教育委員会は、県立の図書館や博物館で実施する対策の共通事項をまとめた、次のガイドラインを作成し、各施設に示しました。今後は、施設ごとの特徴に応じた対策マニュアルを作成し、運用していきます。

- ・「県立の図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン」（別添2）
- ・「県立の博物館における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン」（別添3）

問合せ先

神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課

課長 高梨 電話 045-210-8330

副課長 繁里^{しげり} 電話 045-210-8331

再開館時に利用できる各施設のサービスや内容

| | 5月27日（水曜日）先行実施 | 6月9日（火曜日）再開館以降 |
|---------|---|--|
| 県立図書館 | ○臨時窓口の開設（9時～17時） ・予約図書及び視聴覚資料の受取、返却 ・電話等による検索・調査相談 ・宅配貸出、郵送複写サービス | ○閲覧室の利用（9時30分～17時） ・座席を削減し閲覧室を開放 ・横浜西口カウンター（※）での予約図書の受取、返却 ＊左記のサービスに加え、上記サービスを実施 |
| 県立川崎図書館 | ○臨時窓口の開設（9時30分～17時30分） ・予約図書及び視聴覚資料の受取、返却 ・電話等による検索・調査相談 ・宅配貸出、郵送複写サービス | ○閲覧室の利用（平日9時30分～19時30分、土祝休日9時30分～17時30分） ・座席を削減し閲覧室を開放 ・電子ジャーナル端末等の利用 ・横浜西口カウンター（※）での予約図書の受取、返却 ＊左記のサービスに加え、上記サービスを実施 |

※ 横浜西口カウンター：かながわ県民センター9階の窓口（15時～21時）
 （1階には返却ポストがあります（8時30分～22時））

| | 6月9日（火曜日）再開館以降 |
|-------|---|
| 近代美術館 | 《鎌倉別館》（～7月5日（日曜日）まで。以降空調工事のため休館） ○コレクション展（9時30分～17時） ・コレクション展「日々を象（かたど）る」（一般250円ほか） |
| | 《葉山館》 ○野外彫刻・庭園の開放（9時30分～17時） ・無料公開 ＊現在、空調工事中（6月末まで）。次期展覧会の内容を調整中 |

| | 6月9日（火曜日）再開館以降 |
|-------|---|
| 歴史博物館 | ○常設展示（9時30分～17時） ・古代、中世、近世、近代、現代・民俗の展示（一般300円ほか） ○フリーゾーンの利用（9時30分～17時）【利用は無料】 ・ミュージアムライブラリー ・ミュージアムショップ ・国指定重要文化財・国指定史跡旧横浜正金銀行本店（歴史博物館建物）等のパネル展示 |

| | 7月1日（水曜日）再開館以降 |
|-----------|---|
| 地球生命の星博物館 | ○常設展、企画展（9時～16時30分） ・常設展（一般520円ほか） ・企画展「ゴンドワナ」（無料） |

※ 金沢文庫は、6月9日（火曜日）から予約制による図書室利用を再開するが、展示等については調整中。

※ 今後、各施設が作成する対策マニュアルに基づき入館を制限する場合がある。

※ 詳細については、順次各施設のホームページで公表する予定。

県立の図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン

令和2年5月26日策定

本ガイドラインは、公益社団法人日本図書館協会が定めた「図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日）を参考として、県立の図書館として実施すべき基本的な対策を整理して記載したものである。

1 総論

- マスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- 人との接触を避け、1～2mを目安として対人距離を確保する。
- 四方を空けた席配置や展示配置を工夫し、対人距離を確保する。
- 施設の消毒を徹底し、換気を実施する。
- 入館人数を設定のうえ入館を制限し、状況に応じて開館時間を縮小するなど、来館者が密にならないよう対応する。
- 発熱（37.5℃以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方の入館を制限し、来館を控えていただくようあらかじめ周知する。
- 当面の間、団体での使用は中止する。
- 当面の間、イベントや講座は中止または延期する。
- 事業者等の入館者に対しても、適切な感染防止措置を講じるよう求める。
- 感染発生が確認された場合は、速やかに公表し、行政機関による調査に協力する。
- 感染拡大等により、図書館の業務等に影響が生じるおそれがある場合は、県教育委員会等と協議して、必要な対応を講じる。
- 図書・資料の利用等にあたり、感染症予防措置を講じる。

2 来館者の安全確保のために実施すること

○ 入館時

- ・ 来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、発熱（37.5℃以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入館を控えていただくよう呼びかける。
- ・ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある方、感染もしくは感染の疑いのある方が身近にいられる方、当面、県外の方などは入館を控えていただくよう掲示する。
- ・ マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底を要請する。マスクを持参していない来館者に対しては、マスク着用と同等の感染防止措置を依頼する。
- ・ パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず、据え置き式とする。

○ 閲覧・観覧時

- ・ 常に人との接触を避け、1～2mを目安として対人距離を確保するよう呼びかける。
- ・ 閲覧室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。

- ・ 閲覧室での会話の自粛をお願いする。
- ・ 貸出作業時に出力されるレシートや返却案内シート等を廃棄する際の取扱いについて、館内掲示等で注意喚起を行う。
- ・ 感染のおそれがある来館者には、他の者と接触しない場所で休養いただき退館を依頼する。症状が重篤な場合は、救急車が到着するまで、他の者と接触せずに休養できる場所等で待機させる。

3 施設管理

○ 館内

- ・ 入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置する。
- ・ 定期的な換気を実施する。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるよう工夫し、特に高頻度接触部位を特定のうえ注意する。

高頻度接触部位の例： 書架、サービスカウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、電話、マウス・キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン 等

○ 受付等

- ・ 受付やブラウジング（※）等の際には、1～2mを目安として間隔を確保するよう、床面に表示等を行う。
 - ※）実際に書架の間を歩きながら本を探したり、本棚を眺めたりすること
- ・ 受付やカウンター等、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 現金授受の際は、直接手渡ししない。

○ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒する。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

○ ゴミ処理、清掃・消毒

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミや、使用済みのマスク、手袋は、ビニール袋に入れて密閉する。
- ・ 清掃やゴミを回収する者は、マスク、手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗浄する。
- ・ 通常の清掃後、不特定多数が触れる箇所を開館前、閉館後に清拭消毒する。

4 従事者の安全確保のために実施すること

○ 始業時

- ・ 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- ・ 発熱（37.5℃以上）や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤を控え自宅で待機する。
- ・ 手洗い、うがい、マスクの着用を徹底する。

○ 開館中

- ・ 事務室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 図書等を受け渡しする職員はマスクと手袋を着用する。

○ 閉館時

- ・ ユニフォーム等をこまめに洗濯する。

○ その他

- ・ 出勤体制等については、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、業務のローテーションを調整する。

5 広報・周知

- ホームページ等により、入館上限人数を設けることや、発熱（37.5℃以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある方、感染もしくは感染の疑いのある方が身近にいられる方、当面、県外の方などの来館を控えていただくよう周知する。
- 入口や館内の掲示等により、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底を、来館者に対し周知する。

県立の博物館における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン

令和2年5月26日策定

本ガイドラインは、公益財団法人日本博物館協会が定めた「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日）を参考として、県立の博物館として実施すべき基本的な対策を整理して記載したものである。

1 総論

- マスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- 人との接触を避け、1～2mを目安として対人距離を確保する。
- 四方を空けた席配置や展示配置を工夫し、対人距離を確保する。
- 施設の消毒を徹底し、換気を実施する。
- 入館人数を設定のうえ入館を制限し、状況に応じて開館時間を短縮するなど、来館者が密にならないよう対応する。
- 発熱（37.5℃以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方の入館を制限し、来館を控えていただくようあらかじめ周知する。
- 当面の間、団体での来館は控えていただく。
- 当面の間、イベントや講座は中止または延期する。
- 当面の間、展示室での展示解説は行わない。
- 事業者等の入館者に対しても、適切な感染防止措置を講じるよう求める。
- 感染発生が確認された場合は、速やかに公表し、行政機関による調査に協力する。
- 感染拡大等により、博物館の業務等に影響が生じるおそれがある場合は、県教育委員会等と協議して、必要な対応を講じる。

2 来館者の安全確保のために実施すること

○ 入館時

- ・ 来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、発熱（37.5℃以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入館を控えていただくよう呼びかける。
- ・ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある方、感染もしくは感染の疑いのある方が身近にいられる方、当面、県外の方などは入館を控えていただくよう掲示する。
- ・ マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底を要請する。マスクを持参していない来館者に対しては、マスク着用と同等の感染防止措置を依頼する。
- ・ パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず、据え置き式とする。

○ 閲覧・観覧時

- ・ 常に人との接触を避け、1～2mを目安として対人距離を確保するよう呼びかける。
- ・ 展示室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。

- ・ 分散しての鑑賞を呼びかける。
- ・ 鑑賞ルールを掲示し、展示ケースや展示資料・作品への接触は禁止する。
- ・ 展示室での会話の自粛をお願いする。
- ・ 感染のおそれがある来館者には、他の者と接触しない場所で休養いただき退館を依頼する。症状が重篤な場合は、救急車が到着するまで、他の者と接触せずに休養できる場所等で待機させる。

3 施設管理

○ 館内

- ・ 入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置する。
- ・ 定期的な換気を実施する。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるよう工夫し、特に高頻度接触部位を特定のうえ注意する。

高頻度接触部位の例：テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機、音声解説用機器・車椅子等の貸出機材 等

○ 受付等

- ・ 受付等で列に並ぶ場合、1～2mを目安として間隔を確保するよう、床面に表示等を行う。
- ・ 受付やカウンター等、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 現金授受の際は、直接手渡ししない。

○ ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での食事や会話を回避するよう促す。
- ・ 間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品を定期的に消毒する。

○ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒する。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

○ ゴミ処理、清掃・消毒

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミや、使用済みのマスク、手袋は、ビニール袋に入れて密閉する。
- ・ 清掃やゴミを回収する者は、マスク、手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗浄する。
- ・ 通常の清掃後、不特定多数が触れる箇所を開館前、閉館後に清拭消毒する。

○ レストラン、カフェテリア、ミュージアムショップ等

- ・ 事業者等と連携の上、本ガイドラインと同等の対策を行う。なお、対策が困難な場合は、当面の間、休止する。

4 従事者の安全確保のために実施すること

○ 始業時

- ・ 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- ・ 発熱（37.5℃以上）や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤を控え自宅で待機する。
- ・ 手洗い、うがい、マスクの着用を徹底する。

○ 開館中

- ・ 事務室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ チケット受付等の職員はマスクと手袋を着用する。

○ 閉館時

- ・ ユニフォーム等をこまめに洗濯する。

○ その他

- ・ 出勤体制等については、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、業務のローテーションを調整する。

5 広報・周知

- ホームページ等により、入館上限人数を設けることや、発熱（37.5℃以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある方、感染もしくは感染の疑いのある方が身近にいられる方、当面、県外の方などの来館を控えていただくよう周知する。
- 入口や館内の掲示等により、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底を、来館者に対し周知する。